

十九 八七 六五

初利 募發種額払  
期 集類面込  
利 の行金金  
子率 価額金  
格日 の額

そが金と平年十額平円五百金す第万面行第う額集郵一三国十利  
の銀額し成一三面成、万四額る五円金す五ち面の政項十債四付  
翌行を、十・銭金十一円十で利条、額る条、金取事及九整回国  
営休支次五〇  
業業払の年パ  
日日う算六一  
にに。式月セ  
支当たにニン  
払ただよ十ト  
うるしり日  
へと、算を  
以き支出支  
下は払し払  
、期た期

四 三 二 一

発 發の法發号名  
行 条律行稱  
行 項及の及  
方 び根び  
額 法そ拠記

額四億、九六付ノ国で利第國額扱業び年理  
百年円十億十國二債八付一債でい  
円十及万八億債の整十國項整百及長五律金  
に二び円千三に規理九債の理五び官条第特  
つ月十、九百つ定基億に規基十取にノ六別  
き二億百百四いに金九つ定金億得よ  
九十円万五十て基特千いに特円に  
十日の円十万はづ別六て基別  
九六、万円、き会百はづ会  
円種千円額發計六、き計  
九万面行法十額發法

条成省

平件十令国財  
成等四第債務  
十を年三の省告  
四年次十十發行  
年二月二号行示  
十と月二等第  
二月おり十六四  
十告日六百關  
八示に條五  
日す發一第  
財務行項令五  
る行項令号  
。すの昭和  
る規定  
利付に五  
塩川基十  
国債づ七  
のき正年  
發行大  
行平藏

十  
六  
五  
十  
十  
四  
三  
二

払  
募  
集  
期  
期  
日  
間  
払  
元  
場  
利  
所  
金  
支  
額  
償  
還  
期  
限  
償  
還  
期  
子  
後  
第  
の  
利  
期  
以

平成三十一年六月三十日迄に支払期日を超過する場合は、年利10%の割合で利息を算定する。  
利息の計算方法は、(登録金額× $\frac{10}{100} \times \frac{1}{2}$ )を用いて算出する。  
利息の算出期間は、支払期日から登録金額が返済されるまでの期間とする。  
利息の算出期間は、支払期日から登録金額が返済されるまでの期間とする。  
利息の算出期間は、支払期日から登録金額が返済されるまでの期間とする。

次号及び第十二号において規定する期日について同じ。)。

額面金額又は登録金額× $\frac{10}{100} \times \frac{1}{2}$